

東京社保協第12回常任幹事会・資料集



2017年3月23日(木) 東京労働会館5階地評会議室

- 1～2 中央社保協News
- 3～9 中央社保協第7回運営委員会報告
- 10～12 介護アンケート用紙
- 13 消費税廃止東京各界連事務局会議報告
- 14 オリパラ都民の会ニュース
- 15～17 立川事件、都への要求書と質問状
- 18 生存権裁判を支援する全国連絡会総会のチラシ
- 19～23 国保・医療なんでも無料電話相談会のまとめ





3・15国会行動で 署名提出・議員要請



署名を受け取る堀内照文衆議院議員（左端）と
倉林明子参議院議員（右隣り）

3月15日、中央社保協・全日本民医連の主催で国会行動を実施しました。7都道府県・中央団体から70人が参加。

午前の集会では、岩橋祐治全労連副議長・中央社保協代表委員の開会あいさつ後、日本共産党堀内照文衆議院議員から国会情勢報告、倉林明子参議院議員から激励のあいさつを受け、「戦争法廃止」「医療・介護改善」署名6万筆を届け、各県選出国會議員や厚生労働委員への要請行動を行いました。

昼休みの国会前行動後の報告集会では「必要な医療・介護が受けられない北海道の実態を訴えた。総合事業への移行で単価が切り下げられ、30件を超える倒産や譲渡が起きている」（北海道）、「被災7年目、被災者

訪問のまとめをもって訪問。医療費減免の実態や介護職員が集まらない介護事業所の経営困難な実態を訴えた」（宮城県）、「『介護保険の実態は深刻。介護従事者の賃上げはまったなし』と自民党議員秘書が共感、横田基地へのオスプレイ配置の実態を訴え廃止を求めた」（東京）、「3万5千筆の署名目標をもって奮闘している。戦争法では2万7千筆を集めたがそれを上回りたい。この分野では民医連が頑張らないと広がらない」（京都）、「吉村市長のもとで都構想が復活。共謀罪反対の署名20万枚作成し広げている」（大阪）、「民進党厚労委員へ要請。深刻な介護現場の実態に共感し、ともにがんばる決意が述べられた」（中央社保協）など、議員要請報告と各地域での取り組みを交流しました。

中央社保協山口事務局長から「引き続き国会集会・議員要請行動を成功させ、審議が始まったら傍聴行動に取り組む。5・18集会の成功、共謀罪など緊急課題への集中も」の行動提起がされ確認しました。

最後に山田全日本民医連副会長・中央社保協代表委員が閉会のあいさつを行い終了しました。

医療・介護の改悪反対 3・14巣鴨駅宣伝に 怒りの声が寄せられる

3月14日、中央社保協と東京社保協は巣鴨駅で、「医療・介護改悪の中止を求める緊急署名」宣伝行動を行いました。あいにくの雨でしたが、「社会保障・社会福祉は国の責任で！お金の心配なくだれもが必要な医療・介護を受けられる世に！」の弁士の訴えと共に、署名入りティッシュ1700個を配布、23筆の署名が寄せられました。

40代の女性は弁士の訴えを聞き「親の介護のことを考えたら不安。自分はどうなるのだろう」、高齢の男性は「年金が低くてどうしようもない」などと署名に応じてくれました。



た。ティッシュを配布する中でも「日本の国はどうなってしまうのか、がんばってください」「安倍政権を終わりにして」などと激励の声を寄せられました。

宣伝と同時に新婦人のシール投票も行い、「安倍政権にあなたが怒っていることは？」の問いに、一番は「医療・介護の大改悪、年金の切り下げ」、二番が「消費税増税」の回答でした。怒りが伝わってくる宣伝行動でした。

**「いっせい宣伝行動ゾーン」
を呼びかけ、毎月13-15日、23-25日に、宣伝を
集中させよう。**

中央社保協は、東京社保協と「4」の日署名宣伝行動を共同し、毎月14日に巣鴨駅前もしくは巣鴨地蔵通り商店街で取り組んでいます。また、24日の消費税廃止各界連の宣伝行動にも共同しています。

宣伝行動の強化が呼びかけられるもとの、14日と、24日をふまえ、毎月「13日-15日」「23日-25日」を社保協の宣伝行動ゾーンとして提起し、集中した宣伝行動を呼びかけています。

福井市社保協が結成

2月25日、60人の市民の参加で福井市社保協が結成されました。結成宣言では「私たちが住む福井市ではこの10年間、働く世代の実質賃金は1割、高齢者の年金も減らされました。同じ時期に生活保護受給世帯は2倍以上に増加し、就学援助を受けている子どもの割合も3割も増加・・・このような実態を市民に知らせ、市民とともに社会保障制度を充実させる運動をひろげましょう」と呼びかけています。学習・交流では、切実な実態が報告され、「もう黙って見ているわけにいかない！命・暮らし・子どもを守る運動を広く、豊かに広げよう」と確認しました。

2016年度中央社保協第7回運営委員会報告

日時 2017年3月1日

会場 衆議院第二議員会館第3会議室

出席 33人中16人

I、山口事務局長からこの間の取り組み報告を受け確認した。

- 2月 1日(水) 第6回運営委員会
国会行動
- 2日(木) 生存権裁判全国連絡会事務局会議
- 8日(水) 全国代表者会議
※報告参照
介護署名提出行動、国会議員要請
- 9日(木) 福祉共同行動実行委員会懇談会
※報告文書参照
守ろう！介護保険制度「市民の会」第6回実行委員会
国民大運動実行委員会総会
- 13日(月) 生存権裁判全国連絡会代表委員会
第7回代表委員会
- 14日(火) 「4」の日宣伝行動
社会保障誌2017初夏号編集委員会
青森社保協事務局会議～社保学校打ち合わせ
- 15日(水) 国会行動
- 19日(日) 「格差・貧困にノー」総がかり行動・日比谷野音集会
- 20日(月) 北信越ブロック会議
介護保険法案厚労省レクチャー
- 21日(火) 福祉共同行動実行委員会事務局会議
総がかり行動・緊急国会前集会
- 22日(水) 介護署名提出行動・院内集会
- 23日(木) 第8回地域医療を守る運動全国交流集会実行委員会
- 24日(金) 社会保障誌春号責了
「介護保険ホットライン介護・電話相談」(23日～25日)
主催：市民福祉情報オフィス・ハスカップ
- 25日(土) 埼玉・富士見社保協学習会
- 26日(日) 東京社保協・「医療・国保なんでも相談会」
～滞納・差し押え110番～

II、情勢の特徴(2016年度全国代表者会議基調報告へ)

- ・2017年度予算衆議院通過～「自然増削減」の名による社会保障の連続改悪を中止し拡充へ転換を。
- ・「共謀罪」審議～テロを口実に警察の市民監視が、インターネット全般に

及ぶ危険も。10日にも閣議決定か。

- ・大阪の「森友学園」。国有地の異常な払下げ、安倍首相夫妻の関与問題、維新府政の下での認可など、問題は山積み。
- ・「働き方改革」～残業時間規制の上限を「年間720時間」などと「改革」の名に値しない長時間労働の野放し政策

Ⅲ、以下の課題についての提案を受け、協議し確認した。

1、国会行動・共同行動等について

- 1) 定例の国会行動(社保協、国民大運動、安保破棄中央実行委)は2月1日(水)に第一回行動以降、以下の日程で実施。
3月1日、15日、29日(第5水曜日)、4月12日、26日、5月10日、24日、6月7日。いずれも12時15分から、衆議院第二議員会館前で国会前集会と署名提出行動。
- 2) 3～4月の国会行動について
3月15日(水)院内集会・議員要請行動～全日本民医連と共同
10時半～15時(予定) 会場 衆議院第二多目的会議室
10時半 出発集会、国会情勢報告
11時 国会議員要請
12時15分 国会前集会
13時半 全体集会(要請行動報告、運動交流、行動提起)
14時半 閉会(予定)
4月12日(水)院内集会・議員要請行動
～全日本民医連、東京社保協と共同
10時半～15時(予定) 会場 未定
○国会議員要請書(案)
○署名の提出を行います。署名を送付ください。
- 3) 市民連合、「9の日」「19日」行動等について引き続き結集します。

2、介護改善の取り組み～介護・障害者部会から

- 1) 2・20厚労省レクチャー報告
- 2) 国会論戦と共同した取り組みへ
 - ・国会議員要請⇒衆議院選挙を意識して地元選出議員・予定候補者へ
- 3) 他団体・個人と連携しての取り組みを強める
- 4) 国会集中行動と宣伝行動
4月14日(金)11時～13時 巣鴨駅宣伝行動・介護なんでも相談実施
消費税導入4・1宣伝と合わせて宣伝行動ゾーンを設定
- 5) 「3人よれば学習会」全国1万カ所学習運動へ
学習レジメ、地域の事業所へよびかけてシンポジウム・学習会を
- 6) 2017年4月からの「総合事業開始」へ自治体アンケートを集約する

3、医療・国保改善の取り組み～国保部会から

1) 国保都道府県単位化運営方針の作成に向けて、保険料の試算、運営協議会の設置などが進められています。

厚労省は「国保料試算は全国平均も含めて公表するつもりはない、あくまでも内部検討用」としてはいますが、納付金試算が出来ずに「システムの機能改善」が必要と、8月末に3回目の試算を求めています。

どんな「都道府県国保運営方針」を策定させるのか、夏までの取り組みが重要です。

国民健康保険は社会保障制度であることをしっかりと主張し、自治体が住民をまもる立場での制度運営を図るよう、あらためて、以下の通り取り組みを強化します。

- ①地域・職場での学習と、情報の収集、把握を徹底する。
- ②自治体への要請・懇談を申し入れる。
- ③要請・懇談では、
 - (1)1月末に国に報告、検討された「納付金・標準保険料」の試算結果について公表を求める。(公表しない場合は、他団体とも共同して公文書開示請求を行い開示も検討)
 - (2)(試算結果等について回答しないこともあるので)同時に、運営協議会のスケジュールや議論の状況について、自治体に改めて説明を求める。
拙速な議論、結論を急ぐことがないように、しっかりと地域住民の声、要求を聞くことを求める。
 - (3)国のガイドラインにもあるように、「国民健康保険運営方針」はあくまでも技術的助言であることを主張し、保険料賦課決定等権限及び予算決定権はこれまでどおり市町村にあることを明記するように要請する。
- ④国保パンフ(改訂版)等を使用した学習会を、少人数単位でも計画し、1万か所学習運動の推進としても位置付ける。
- ⑤6月議会へ向けての請願を計画する。

また、厚労省レクチャーおよび要請を計画します。

2) 滞納・差押問題～

①東京社保協は、「国保・医療なんでも相談～滞納・差押110番～」を団体の相談体制(医師、看護師、弁護士、司法書士、自治体職員ら)で2017年2月26日に実施。相談は14件。(東京社保協ニュース参照)

中央の相談と合わせて記者会見を計画する。

②高橋千鶴子議員の衆議院予算委員会質問

高橋事務所と国保問題(道府県単位化、滞納・差押等)について1月24日に懇談。2月9日の衆議院予算委員会で質問。(議事録参照)

③2017年度の滞納・差押問題に関する取り組みについて

(1)学習会の実施～滞納・差押問題での学習が不可欠。全日本民医連、全商連、

全生連等の加盟組織、弁護士、司法書士、クレサラの会、同被連協等と共同して検討する。

(2)相談活動について、内容、体制について検討を深める。日程を早めに設定して、地域での開催等についても合わせて検討する。

3) 国保パンフ（改訂版）の活用について

当面する情勢下での活用が重要です。

中央団体、各県社保協での活用を改めて呼びかけ、団体、各県社保協に見本誌を送付します。早急に地域の団体、労組と共同した学習会を計画しましょう。

【上記1) -④を参照】

4、当面の宣伝行動・学習宣伝資材について

1) 「4」の日宣伝行動

①中央は、東京社保協と共同で、巣鴨駅前での「4の日宣伝」を計画します。

3月14日（火）⇒12時-13時 巣鴨駅前

4月14日（金）⇒11時-13時 巣鴨駅前「介護なんでも相談」開催

5月14日（日）⇒11時-13時 巣鴨地藏通り商店街前

6月14日（水）⇒12時-13時 巣鴨駅前

②消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動に共同し取り組みます。

奇数月（3・5・7・9・11月）は、社保協・消費税廃止各界連との合同宣伝

③全国一斉宣伝行動のゾーン設定について

14日、24日の全国宣伝行動日に合わせて、毎月の「13日～15日」「23日～25日」を社保協の宣伝行動ゾーンとして設定します。

2) 全国一斉行動の検討～5・18共同集会への結集を

①「社会保障・社会福祉は国の責任で」5・18共同集会（仮）

福祉共同行動実行委員会が、昨年開かれた「社会保障・社会福祉は国の責任 憲法25条を守れ」5・12集会につづいて、5月18日に、日比谷野外音楽堂を会場に共同の全国集会を計画しています。（要請文等参照）

中央社保協は実行委員会に参加し、代表委員・運営委員団体、首都圏社保協に実行委員会・集会への参加、および、関東甲ブロックをはじめ、参加可能な県社保協に参加を呼びかけます。

②5月18日の共同集会に合わせて、各地で学習会、シンポジウム、集会、宣伝行動等の何らかの行動を、各県、地域で計画するよう呼びかけます。

中央団体は各県・地域で共同の取り組みが広げられるようにし、中央集会・行動への参加を呼びかけます。

3) 署名ハガキ付ポケットティッシュの活用

1 1 万 6 千個を作成。内 1 0 万個は、全日本民医連から各県連へ配布。共同の活用を呼びかけます。(配布一覧参照)

1 万 6 千個を各地での宣伝行動での活用を呼びかけます。

1 個 1 1 円 (送料込・連絡文書参照)

④宣伝チラシ、スポット原稿等宣伝物の作成について

スポット原稿について、2月14日の巣鴨宣伝での宣伝原稿を送付しました。

5、生活保護の取り組みについて

1) 生存権裁判全国連絡会全国総会 (5月20日: 全労連会館ホール) に参加

2) 生活保護費過誤支給 (児童手当の収入認定漏れにより過誤払いが発生) の返還処分取り消し裁判で「返還金額の決定処分を取り消す」との全面勝利の判決。控訴期限の2月16日までに東京都は控訴せず確定。判決に沿った運用を全国に定着させていくことが重要です。

⇒「守る新聞」2月19日号参照 社会保障誌2017春号の社保ナビにも掲載

6、年金署名の取り組みについて

1) 年金者組合、全労連、中央社保協の三者連名署名を呼びかけます。(署名案参照) 年金者組合の目標は、年金者組合で50万 (一人5筆以上)、全労連・社保協で50万と提案。集約は、第1次集約=9月、第2次集約=12月、第3次 (最終) 集約=来年6月を予定。

現在の署名は終了し新署名に切り替える

2) 年金問題学習会・署名提出行動 (チラシ、レジメ参照)

日時 3月3日 (金) 13時半~16時半

場所 衆議院第一議員会館大会議室

講演 1. 年金裁判の論点と裁判勝利の展望 鈴木麗加弁護士

2. 社会保障としての年金制度とカット法の問題点

唐鎌直義立命館大学教授

7、第45回中央社保学校について

<日程> 2017年9月7日 (木) - 9日 (土)

<会場> 「リンクステーションホール青森 (青森市文化会館)」

〒030-0812 青森市堤町1丁目4番1号

<内容>

テーマ「格差と貧困をなくせ~生存権を問う (仮)」

会場 7~8日 大会議室 (テーブル付300人、椅子のみ500人収容)

9日 (土) フィールドワークをオプション企画として検討

ツアー案は、青森県社保協が検討中

スケジュール (案)

- 7日 13時半～17時ころまでに終了予定
 学習講演① 都留民子先生（広島県立大学）
 学習講演② 戸室健作先生（山形大学）～交渉中
 夕食交流会
- 8日 9時30分～15時ころまでに終了予定
 午前 社会保障入門講座
 ミニシンポ「青森の生存権のたたかい」
 講師・コーディネーター 井上英夫先生（金沢大学）
 午後 学習講演③ 富田宏治先生（関西学院大学）
 行動提起
- 9日 フィールドワーク（地元企画）
 任意参加とし、催行人員を設定して企画する。

※参加費は、1日2000円

※宿泊は、個別に確保を呼びかける。地元ホテルをあっせんする。

8、第61回全国総会の開催について

運動構想の議論も必要なため、今回の総会は一泊二日とし、討論の時間を確保し、また、情勢学習講演を検討する。

<日程案> 7月18日（火）午後～19日（水）お昼まで

※19日午後から日本医労連大会が同会場で開催

<会場案> 伊東温泉「伊東ホテル 聚楽」

〒414-0055 静岡県伊東市岡281

<参加費> 12500円（宿泊費～一泊二食、ビル一本付き、会場費）
 宿泊なしの場合は、会場費1100円

IV、当面の日程・内容を確認し、参加をよびかけた。

- 3月 1日（水） 第7回運営委員会、部会
 国会行動・国会前集会
- 3日（金） 年金学習会
- 4日（土） 「台日の介護保障と地域包括ケア」学習会
- 6日（月） 九州ブロック会議
- 9日（木） 四国ブロック会議
 全労連社保闘争本部
- 10日（金） 5・18集会実行委員会
 あかつき印刷70周年祝賀会
- 13日（月） 3・13重税反対行動
- 14日（火） 「4」の日宣伝行動（巣鴨駅前）
- 15日（水） 国会行動
 院内集会・議員要請行動（社保協・民医連共同）
- 19日（日） 井上久氏偲ぶ会

- 24日（金） 代表委員会
消費税廃止各界連絡会宣伝行動
「市民の会」実行委員会
- 29日（水） 国会行動
- 30日（木） 東京社保協総会
- 31日（金） 近畿ブロック会議

最後に第8回運営委員会日程を確認して終了した。

日時 4月5日（水） 13時半～

会場 衆議院議員会館会議室

介護予防・日常生活支援総合事業に関する調査へのご協力の要請

2017年3月17日

区市町村 介護保険担当課 御中

介護を良くする東京の会
事務局長 相川 和義

日頃より、介護保険制度拡充にむけご尽力いただきありがとうございます。また、私どもの活動に対するご協力に感謝いたします。

さて、現在各自治体では、要支援の方を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業(以下・総合事業)が実施されています。(一部自治体は2017年4月実施予定)

総合事業は、自治体において様々な課題を生じ、事業運営にご努力されているとお聞きしています。また、利用者の方からは、総合事業により「これまでの介護予防サービスと同等の給付が受けられるのか」、「介護事業者からは事業が継続できるのか」、「自治体ごとに受けられるサービス内容が異なる」等の声も寄せられています。

こうした状況のなかで、総合事業に移行しても、利用者が安心して介護が受けられ、介護事業者が継続して事業が出来るようすることが重要だと考えています。

つきましては、各自治体の総合事業の進捗状況を把握するためのアンケート調査を行うことになりました。この調査をもとに、各自治体の総合事業の状況を把握し、利用者・介護事業者及び自治体と共同して、国や東京都に対して介護保険制度の改善等を働きかけて行きたいと思っております。

大変お忙しい時期とは存じますが、ご協力をお願いします。

○アンケート用紙を同封します。アンケート用紙に必要な事項を記載し、同封しました返信用封筒かメールにて返信をお願いいたします。

○ご不明な点がありましたら、下記のところまでご連絡をお願いします。

介護を良くする東京の会（東京社会保障推進協議会気付）

担当：相川 和義

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6F

Tel 03-5395-3165 Fax 03-3946-6823

メールアドレス syaho001@chihyo.jp

介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）等に関する自治体アンケート

自治体名（ ）担当課名（ ）報告者名（ ）
メールアドレス（ ）

お手数ですが、下記の質問に可能な範囲で、回答をお願いいたします。

1. 訪問型サービスに関して

(1) 現在実施している事業についてお聞きします。実施している事業に○をつけてください。

- ①現行の訪問介護相当（以下・現行相当）を実施している。
②サービスAを実施している。③サービスBを実施している。④サービスCを実施している。

1) 現行相当と答えた方にお聞きします。

○サービス単価はいくらですか。

週1回（ ）円/月額 週2回（ ）円/月額 週3回（ ）円/月額

○利用料の支払いは。 月単位で精算 1回あたりで精算 その他（ ）

○2017年4月以降、サービス単価を変更しますか。

変更する 変更しない

2) サービスAと答えた方にお聞きします。

○サービス単価はいくらですか。

週1回（ ）円/月額 週2回（ ）円/月額 週3回（ ）円/月額

○2016年12月現在実施している事業所はいくつですか。（ ）事業所

3) サービスBと答えた方にお聞きします。

○サービス単価はいくらですか。 1回・・・（ ）円

○2016年12月現在実施している事業所等はいくつですか。（ ）事業所

○サービスBの内容はどのようなものですか。

（ ）

3-1) サービスBの実施者はどこに要請していますか。該当する所に○をつけてください。

- ①社会福祉協議会 ②シルバー人材センター ③NPO法人などの民間の事業所
④その他（ ）

4) サービスCと答えた方にお聞きします。

①1回の提供時間は何分ですか。 1回・・・（ ）分

②1回の単価はいくらですか。 1回・・・（ ）円

③現在実施している事業所はいくつですか。（ 年 月 日現在、 ）事業所

④これまでに、事業のモデル実施をおこないましたか。いずれかに○をつけてください。

実施した これから実施 予定していない

2. 通所型サービスに関して

(1) 現在実施している事業についてお聞きします。該当する所に○をつけてください。

- ①現行の通所介護相当（以下・現行相当）を実施している。
②サービスAを実施している。 ③サービスBを実施している。

1) 現行相当と答えた方にお聞きします。

○サービス単価はいくらですか。

週1回（ ）円/月額 週2回（ ）円/月額 週3回（ ）円/月額

○利用料の支払いは。 月単位で精算 1回あたりで精算 その他（ ）

○2017年4月以降、単価を変更しますか。いずれかに○をつけてください。

変更する 変更しない

2) サービスAと答えた方にお聞きします。

○単価はいくらですか。

週1回（ ）円/月額 週2回（ ）円/月額 週3回（ ）円/月額

○2016年12月現在実施している事業所等はいくつですか。（ ）事業所

3) サービスBと答えた方にお聞きします。

○単価はいくらですか。 1回・・()円

○2016年12月現在実施している事業所等はいくつですか。()事業所

○これまでに事業のモデル実施をしましたか。いずれかに○をつけてください。

実施した これから実施 予定していない

3. 総合事業をになう人材の確保についてお伺いします

(1) 自治体独自の資格の認定を考えていますか。いずれかに○をつけてください。

考えている 考えていない

1) 自治体独自の資格を考えている方にお聞きします。

○研修時間は何時間ですか。サービスA()時間 サービスB()時間

○研修費用はいくらですか。()円

2) 研修の主体は ○自治体 ○法人・事業所に委託 ○その他()

(2) 総合事業を担う人材確保のために一般財源を投入しますか。いずれかに○をつけてください。

投入する 投入しない 決めていない

4. サービス利用の手順についてお伺いします。

(1) 基本チェックリストはどの部署が対応しますか。該当する所に○をつけてください。

①地域包括支援センター ②自治体の担当窓口()課(例えば介護保険課など)

③その他()

(2) 新規の利用希望者が、申請の際に要介護認定を希望したときに、どのように対応しますか。該当する所に○をつけてください。

①チェックリストを優先する。②要介護認定を優先する。③希望者には認定申請を受けさせる。

④決めていない。

5. 生活支援ケアマネジメントの1件あたりの報酬はいくらですか。

A()円 B()円 C()円 その他()円

6. 総合事業に関して貴自治体の考えをお聞かせください。

7. 総合事業に関して国への要望等ありましたら、お聞かせください。

8. 貴自治体における介護保険料の滞納人数、差押え人数・金額をお聞かせください。(2016年度)

1) 1号保険者人数()人 同滞納者人数()人 ()月 日現在)

2) 滞納者における給付制限人数

①1年以上の滞納者数() ②1年6か月以上の滞納者数()

③2年以上の滞納者数()

3) 差押え人数・金額

○差押え人数()人 ○金額()円 ()月 日現在)

ありがとうございました。

3 月度事務局団体会議報告

2017 年 3 月 14 日

消費税廃止東京各界連絡会

連日のご奮闘ご苦労様です。

3・13 重税反対統一行動が全国各地で行われ、35 か所 7000 人が参加しました。所得税の出ない赤字の業者が増えています。消費税申告はするが納税を考えるとの声が上がっています。増税中止に向けて宣伝・学習を強めていくことが求められています。同時に「軽減（複数）税率」導入と「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入は大きな混乱を招き中小業者に多大な負担になり、「きっぱり中止」を求める運動を前進させます。

税制改正で「犯罪調査をしてはならない」との規定がある国税通則法に、犯罪調査のための国税犯則取締法を編入する改正が衆院を通過し、参議院で審議されています。「扇動罪」の規定もあり共謀罪と共に弾圧につかられる恐れがあります。

「増税中止」の世論を広げるため、草の根から多彩な行動を積み上げてきた運動の到達点や情勢、各地の運動を学び、今後の運動に活かします。

□ 前回宣伝 5 団体 13 人
今回宣伝 5 団体 14 人

□ 増税中止に向けた運動

- 1、地域各界連の活動強化めざして
- 2、4・1 大宣伝行動について 各地域連絡会で取り組みを強める
- 3、7 月に学習会を設定する。（建設プラザ 7/15（土）を予約）
講師、規模、内容について 次回で論議

- 4、都議会選挙、解散総選挙への対応・・・各候補へ申し入れなど
6 月都議選挙でも消費税増税中止の働きかけを行なう
総選挙の見通しとしては秋以降との見方が強くなっていますが、地域の市民と 4 野党
統一候補擁立へ向けた運動を検討。消費税増税中止を政策課題にすることが求められる。

□ 次回の宣伝・署名行動、事務局団体会、財政等

一、次回（4 月）の事務局団体会議・宣伝行動

- 1、事務局団体会議 …… 4 月 18 日（火）13 時 45 分～15 時
場所： 東京労働会館 2F 会議室 1
- 2、定点宣伝（大塚駅北口）・・・ 4 月 18 日（火）12～13 時

2月26日 第4回ウォッチングツアーを開催しました



競技施設がとりこわされ掘削作業がおこなわれている
新国立競技場建設現場

2月26日、第4回ウォッチングツアーを開催しました。

参加者は26名。大会のメインスタジアムとなる新国立競技場、昨年、IOC・JOC・国・東京都の間でおこなわれた「4者協議」で再検討がおこなわれた海の森水上競技場（カヌースプリント・ボート）、アクアティクスセンター（水泳）、有明アリーナ（バレーボール）、有明体操競技場（体操）や、選手村と土壌汚染で開場が延期されている豊洲新市場を視察、都民の目でチェックしました。

新国立競技場は、すでに旧競技場及び日本青年館、明治公園なども含めた広大な敷地の掘削がおこなわれていました。また、

廃止となった霞ヶ丘都営住宅は1棟を除いて撤去され、日本青年館と日本スポーツ振興センターが移転入居する新ビル（高さ70m）も高層階まで建設がすすんでいました。

過大計画にメスは入れられず

オリパラ都民の会は、これまで2020大会をオリンピック憲章と2つのアジェンダにもとづいた「簡素で多大な負担とならない大会」と「都民参加での大会準備」を提案。東京都やJOC、IOCなどに求めてきました。

4者協議の対象となった会場予定地でも、地盤整備や中潮橋（海の森会場）の撤去作業などがすでに始められており、4者協議で建設費や施設の若干の見直しがおこなわれたものの会場用地や施設計画の大枠は当初計画通りにすすめられていることが確認されました。

参加者からは、「簡素な大会にほど遠い」「仮設施設の2000億円を東京都が負担するのはおかしい」「とりくみをひろげて過大な計画の見直しをすすめる必要がある」など感想が寄せられました。



環状2号線（豊洲新市場）



アクアティクスセンター（辰巳）

大会経費はうなぎ登り

昨年7月に小池都知事が誕生し、会場施設について、IOC・JOC・国・東京都の4者による未決着の会場施設の再検討がおこなわれましたが、マスコミが「大山鳴動して鼠一匹出ず」と評したように、計画の大枠にメスが入られることはありませんでした。こうしたもとで、大会経費が1兆8000億円にのぼることが明かにされました。これは1次案で3月末までに再調整案が発表されるということです。

組織委員会は5000億円を予算の上限としていることから、残りはすべて東京都の負担となりかねません。さらに、都の試算には計上されていない裏負担やインフラ整備などをあわせると総経費は5兆円を超えることが予想されます。

オリンピックを錦の御旗に 道路押しつけ

東京都は、2020年オリンピックまでに完成させるとして、1m1億円の外かく環状道路や3500億円も税金を投入する特定整備路線（区部木密地域・28路線）を都民の反対を封じ込んでおしすすめています。特定整備路線では、閑静な住宅地を破壊し、全国にも名の知られた戸越銀座（品川区）、大山ハッピーロード（板橋区）、十条（北区）などの商店街が分断され、破壊されることとなります。すでに2路線で裁判闘争がとりくまれ、3路線で提訴の準備がすすめられています。特定整備路線全都連絡会は、4月2日に全都集会（午後2時）、千駄ヶ谷区民会館と2万筆の小池知事への署名活動にとりくんでいます。

2017年 月 日

要求書（案）

東京都知事 殿
東京都福祉保健局生活福祉部保護課長 殿

立川市生活保護廃止自殺事件調査団
代表 宇都宮 健 児
同 後 藤 道 夫

2015年12月、立川市内で生活保護を受けていた方が、就労指導違反を理由とする生活保護廃止処分を受け、その翌日に自殺する事件が発生しました。二度と同様の事件が繰り返されないよう、都内各福祉事務所を指導監督すべき立場にある貴庁に対して、下記のとおり要求します。

記

1. 就労指導、指導違反に対する停止・廃止の在り方について

(1) 就労指導のあり方について

- ① 就労指導ないし就労による保護脱却について目標値設定を直ちに中止すること
- ② 精神疾患歴がある方やホームレス経験のある方など就労指導の前提となる稼働能力の制限ないし喪失が疑われる場合、ケースワーカーの独断にまかせることなく精神疾患や軽度知的障害、発達障害の有無等について、医師等の専門家の意見を踏まえて、ケース診断会議等を踏まえた組織的検討の上で判断すること。
- ③ 就労指導の在り方について、形式的・一律的な指導ではなく、当該保護利用者の稼働能力、家族の状況等個別の事情を踏まえて指導を行うこと。
- ④ 就職活動が芳しくない人については、その原因の把握に努め、精神疾患や知的障害、あるいは同居家族の問題等、稼働能力の制限する事情や喪失させる事情の存在が疑われる場合には、上記②と同様に稼働能力の有無・程度を改めて把握すること。

(2) 指導・違反に対する停止・廃止について

- ① 弁明の機会を付与する際は、形式的な質問回答に留まることなく、十分な時間を確保し、本人の言い分を聴取し、これを記録に残すこと。とりわけ、本人の知的能力や精神疾患等により本人の言い分を独力で説明することが困難な方については、聴取する職員の側において積極的に発問する等して、本人の言い分を丁寧に聴取するよう努めること。
- ② 保護の停止・廃止は、当該保護利用者の生存を危機的状況に追い込む具体的現実的な危険性のあることに鑑み、就労指導違反のみを理由とする保護の停止・廃止は行わないこと。
- ③ 保護の停止・廃止を行った場合には、その後もその者の最低限度の生活が確保されているかを確認し、要保護状態に陥る場合には、再度の生活保護申請を促し、場合によっては職権で保護を行うこと

2 保護の実施機関として適切に職務を遂行するための組織・人員体制について

(1) 職員研修の実施について

憲法、生活保護法について、国民の生存権保障の理解を徹底する職員研修を充分に実施すること

(2) 人員体制の充実について

- ① 社会福祉専門資格有資格者を増員すること。
- ② ケースワーカーを増員し、ケースワーカー一人当たり80件を実現すること

3 その他

稼働能力に困難を抱える方の社会参加について

以上

質問状

2017年 月 日

東京都知事 殿
東京都福祉保健局生活福祉部保護課長 殿

立川市生活保護廃止自殺事件調査団
代表 宇都宮 健 児
同 後 藤 道 夫

去る2015年12月、立川市内で生活保護を受けていた方が、就労指導違反を理由とする生活保護廃止処分を受け、その翌日に自殺をするという事件（以下「本件自殺事件」といいます）が発生しました。我々は、この事件を受け、就労指導や保護の停止・廃止の在るべき姿を今一度確認すると共に、本件における就労指導や保護の停止、廃止処分の妥当性を検証し、2度とこのような痛ましい事件が起こることのないよう、再発防止を図ることが喫緊の課題であると考えております。

つきましては、就労指導や保護の停止・廃止処分に関し、下記質問事項にご回答いただきますようお願い致します。

- 1 就労指導及び保護の停止・廃止の在り方について
 - (1) 就労指導の前提となる稼働能力の有無・程度及びその把握について
 - ① 就労指導の前提となる稼働能力の有無・程度は、年齢や医学的な面のみならず、職歴や、ホームレス経験の有無・期間などの生活歴なども考慮して客観的かつ具体的に判断されるべきであると考えますが、いかがでしょうか。
 - ② 精神疾患が疑われたり既往症があるなど、稼働能力の存在に疑いのある生活保護利用者の稼働能力の有無・程度を判断するにあたっては、対象者に医療機関等の診断を促し、その診断結果を参照しつつ慎重に行われるべきであると考えますが、いかがでしょうか。
 - (2) 就労指導の内容について
 - ① 就労指導は、対象者に稼働能力が存在することを前提に、具体的な稼働能力の程度に応じた内容でなくてはならず、同人の稼働能力を超える労働条件や職種への求職活動を指導してはならないと考えますが、いかがでしょうか。
 - ② 就労指導は、対象者の職業選択の自由を尊重する内容のものでなければならず、対象者の希望しない職種の求職を指導するべきではないと考えますが、いかがでしょうか。
 - (3) 指導指示違反を理由とする保護の停止・廃止について
 - ① 何らかの指導指示違反（就労指導に限らない）があったとしても、その一時をもって直ちに保護を停止・廃止とするのではなく、違反の内容や程度、遵守できなかった理由など諸般の事情に照らして、真にやむを得ない場合に限られるべきであると考えますが、いかがでしょうか。
 - ② 保護の停止・廃止により対象者の衣食住が維持できなくなる場合は、指導指示違反（就労指導に限らない）を理由とする保護の停止・廃止をするべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

- ③ 保護の停止・廃止をした後も、対象者の生活状況を把握し、必要に応じ職権で保護を再開すべきであると考えますが、いかがでしょうか。
- ④ 就労指導による保護の停止・廃止の目標値の設定は、行きすぎた就労指導を誘発する危険があり、不適切であると考えますが、いかがでしょうか。

2 本件自殺事件の事実関係について

本件自殺事件及び自殺により亡くなられた当該保護利用者（以下、「A氏」といいます。）について、次の事実関係をご説明ください。事実関係を把握されていない場合には、立川市から事情聴取等を行なって頂き、ご説明いただくことをお願いします。

(1) 稼働能力の有無・程度について

- ① A氏の健康状態、とりわけ精神疾患・その他疾病の有無。
- ② A氏の稼働能力の判断に際して、医療機関の受診を促し、医師の意見聴取等を行なったか否か。
- ③ A氏の稼働能力の有無・程度に関する立川市福祉事務所の認識。

(2) 就労指導について

- ① A氏に対する就労指導（口頭、書面問わず）の時期と具体的な内容。但し、口頭の就労指導については該当部分のケース記録を、書面による就労指導は就労指導書を開示して下さい。
- ③ A氏に対する書面による就労指導の内容は、誰がどのように決めたか。とりわけ、書面での就労指導の前提として、ケース診断会議等の組織的検討が行われたか否か。（*2015年9月9日付、及び同年10月23日付の就労指導いずれについても明らかにして下さい）。

(3) 保護停止・廃止処分について

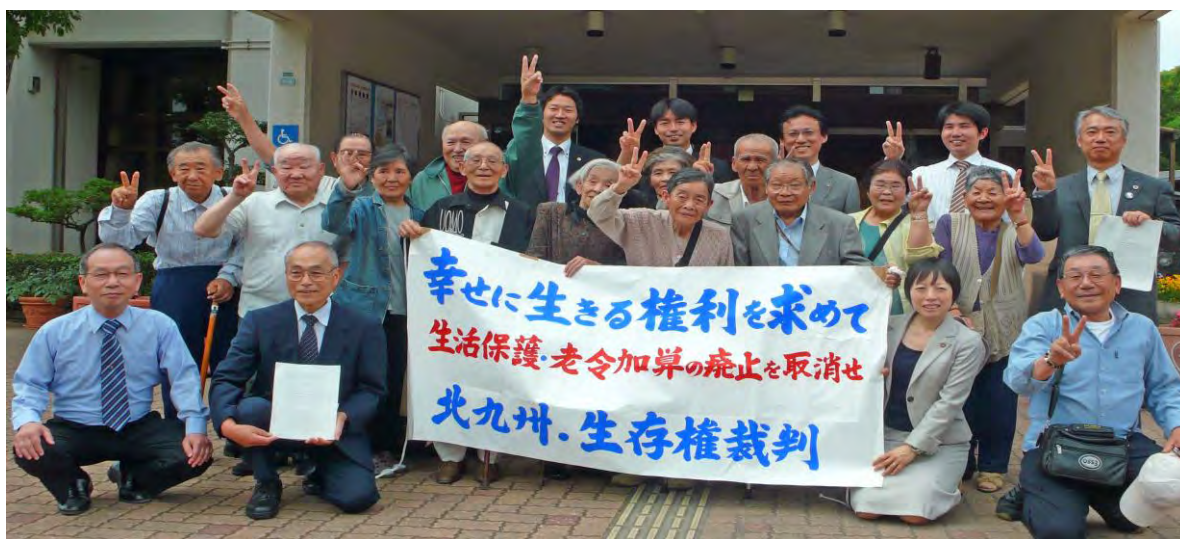
- ① 保護停止処分を行なう前提として、ケース診断会議等の組織的検討は、いつ、誰が参加して行われ、どのような理由で停止の結論に至ったか。但し、ケース診断会議録を開示して下さい。
- ② 保護廃止処分を行なう前提として、ケース診断会議等の組織的検討は、いつ、誰が参加して行われ、どのような理由で廃止の結論に至ったか。但し、ケース診断会議録を開示して下さい。
- ③ 保護停止処分から保護廃止処分までの間に、自宅訪問は実施されたか。
- ④ 立川市福祉事務所は、保護廃止処分にあたり、廃止後の生活がどのようにして維持されていくものと認識していたか。
- ⑤ 保護廃止後、A氏の生活状況を把握していたか。

以上

2017・5・20生存権裁判支援全国連第11回総会&交流懇親会

生存権・人権保障の社会求めて さらなる運動の発展を！

一生存権裁判の成果を確認し、次の運動の起点とするために一



<2010年6月14日、朝日訴訟以来初めての福岡高裁勝利で盛り上がる原告、弁護団、支援者>

11年間たたかわれた生存権裁判は、昨年11月の兵庫生存権裁判にたいする最高裁不当決定「門前払い」によって裁判としては終結しました。

生存権裁判を支援する全国連絡会は、5月に第11回総会を開催し、福岡高裁勝利判決や母子加算復活など、11年間のたたかひの成果を確認しつつ次の運動への起点とすべく、多くの参加者の結集を呼びかけています。2013年からの生活保護基準引き下げに対して全国29都道府県、原告900人を超える新たな訴訟では全国支援組織「いのちのとりで裁判全国アクション」も結成されました。まさにたたかひは継続し広がり国民全体の裁判闘争となりつつあります。

○とき **2017年5月20日(土)** 13:30~16:30

○会場 **平和と労働センター(全労連会館) 2階 ホール**

交通：JR中央線、総武線「御茶ノ水駅」徒歩約8分、(入場無料)
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」徒歩約7分

○内容 ◆ **生存権裁判を支援する全国連絡会第11回総会**

〔議事〕会長あいさつ、弁護団報告、運動総括・提案、会計監査・報告、質疑討論
元原告紹介、アピール提案、閉会あいさつ

◆ **交流懇親会** 17:30~19:30 (総会と同じ2階ホール、事前申し込み有料)

主催・連絡先

生存権裁判を支援する全国連絡会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3階
TEL 03-3354-7431 FAX 03-3354-7435

無料「国保・医療なんでも電話相談会～滞納差押え110番～」まとめ

2017年2月26日

当日の体制	のべ参加者		34人										
全日参加	12人	寺川	相川	前沢	小形	宮田	杉田	阿久津					
午前参加	14人	中村	中村	大島	根立	中里	長塚	渋谷					
午後参加	8人	竹崎	鶴田	佐藤	松村	秋山	山口	石島					
		大野	寺崎	中井	加藤	市川	堀						
		片倉	細部										
		田中											
事前告知	サンデー毎日2月12日		朝日新聞2月21日		赤旗2月18日		東京民報2月26日						
発信地域	東京8件	千葉3件	埼玉2件	神奈川1件	大阪1件	熊本1件	大分2件	計18件					
	※大分の2件は同じ人から2度あった												
	※東京8件の内1件は時間外で接続せず												

無料「国保・医療なんでも電話相談会～滞納差押え110番～」まとめ

2017年2月26日

	発信地	着信時間	平均時間	相談分類	年代	男女	内容	対応	相談者	告知
1	東京都港区	10時台	15分	その他		女	4年前に生保受給者に20万円貸した、返してほしい	相談会の趣旨を説明した後、法テラスを	佐藤	
2	千葉県市川市	10時台	4分	国保料高い	60代	女	夫婦と20代子どもの3人世帯、収入は夫の年金(月20万円)と企業年金(月10万円)で国保料(税)が高い、低くならないか、	法定軽減対象外、子どもが独立すればその分安くなる。企業年金は退職金の分割なので一括受取ができれば2年後から国保料(税)は下がる	寺川	チラシ
3	埼玉県川越市	10時台	8分12.5秒	国保・年金滞納		女	母子世帯・無職・無収入、息子の国保・年金で相談、国保未加入、国年は30年くらい未払い	川越市議団を紹介、相談に乗ってもらう	佐藤	新聞
4	東京都北区	10時台	34分	医療費減免、解雇	68歳	女	独居、年金少ない。区立保育園で午後4時から8時半までパート勤務。保育園が民営化され、3月31日で解雇と言われた。1月25日～2月4日入院していた。インスリン投薬の加療中で解雇されたら病院に行けない	病院は、無料低額診療を紹介。解雇問題は雇用契約書の内容を確認後、労働相談ホットラインを紹介	竹崎、阿久津	新聞
5	東京都	10時台	30分	生活保護	69歳	女	夫70歳・精神障害2級で施設入所(障害年金12万5千円)、長男別居、二男40代・同居但し現在は措置入院中(障害年金6万5千円)、妻69歳(年金12万5千円・パート代月10万円)、夫を世帯分離した上で本人と二男で生活保護受給できないか	夫を世帯分離することは可能だが、本人と二男の収入合計では生活保護基準を超えるので難しい。二男を別居して二男のみ生活保護受給を受けることも考えられるが、浪費癖あり財産仮出来ないので自立させることは難しいので、グループホームへの入所や後見人等の選任を考えることも良いと思うので、議員とソーシャルワーカーを紹介した	秋山	

無料「国保・医療なんでも電話相談会～滞納差押え110番～」まとめ

2017年2月26日

6	東京都 小金井市	11時台	39分5.5秒	滞納差押え	70代	男	妻、子3人、自営業、国保、教育口一 ン、税金など滞納、約600万円あり、 分納して150万円位返済したが、自 宅・土地、預貯金を差し押さえられ た。公売にかけられそれそうだが何とか ならないか	三多摩法律事務所・田所弁護士が面談 して相談に乗ることになった	石島	
7	千葉県	11時台	29分47秒	介護保険 の認定	70代	女	介護保険で7年前に要介護1～2に 認定、4年前に要支援2に、昨年12 月から要支援1に認定が下がった。 つえを使って歩行。大腸がん手術、 左肩骨折、股関節脱臼、要支援2の 時デイサービス週に2回だったが、 今は1回になった。接骨院は医療保 険を使って通院しているが、お金が大 変。デイサービスが減って、行動 範囲が低下した。なぜ、介護度が下 がったのかわからない。主治医に聞 いたが、「分からない」といっていた	介護と認定は主治医の認定が重要な ので、もう一度良く話して、意見書を書 き直してもらおう。ダメなら医者を変えたら どうか	佐藤、根 立、鶴田	
8	大阪府 堺市	13時台	22分30秒	滞納、介護 保険料	70代	男	独居、入退院を繰り返し、国保税を 延滞。分納し2016年末に完納した が、延滞金1万3千円の請求がきた。 介護保険料未払い。預金ない、府 営住宅に住んでいて、要支援1で週 2回ヘルパーに来てもらっている。	分納した場合、本税優先で充当するの で、本税を完納しても延滞金が残る場 合があることを説明。延滞金は免除の 余地あるので、堺市の生活と健康を守 る会を紹介。相談の上、役所で生活実 態を訴える。介護保険料の滞納につい ては分納の意思を伝えて相談するよう に説明	田所、中 村	朝日新聞

無料「国保・医療なんでも電話相談会～滞納差押え110番～」まとめ

2017年2月26日

9	熊本県 山鹿市	13時台	22分7.5秒	国保料滞 納、	40代	男	46歳、正社員。6年前に自己破産申立て、免責済。4年前に病気の母の治療費のため、社協から借金し現在残債8万円で毎月3千円支払っている。固定資産税5～6万円、国保料4万円を滞納し月5千円分納中、NHK受信料8万円も滞納。	「支払い停止処分」の要件、生活保護相当や生活困窮状態、差押え金額を控除した場合、生活保護に相当する場合などの説明をし、熊本社保協を紹介した	秋山	サンデー 毎日
10	大分県 佐伯市	13時台	24分1秒	国保料滞 納	40代	女	妻、夫は舗装業、4人家族、協会けんぽ、2016年11月に市から国保税の差押えを受けた。預金残高3万5536円。現在の滞納額87万6814円・内本税52万7814円。この滞納について月5万円の支払いを求められている。払えなければ主人の給与を差押えすると言われた。どうすればいいのか。現在は社会保険加入。家族は4人、主人は給与25万円手取りは20万円弱。子ども2人働いている。妻は無職。家賃3万2千円・光熱水費3万5千円、主人の医療費月1万円以上	生活実態を正確にしに伝え、①税の差押え執行停止又は延滞金の免除、②分納金額の相談をした方が良い、③一人で不安なのなら地元の生活と健康を守る会に相談するように伝えた	中村	
11	東京都	15時台	6分27秒	その他	84歳	男	1人暮らし、心臓弁膜症の手術をして、100m歩くのもハーハーしてしまふ。入浴は自分でできる。安楽死をしたと思う。日本ではできないか、できる国はあるのか、その国の大使館に行ったら死ねないのか、病気のなのに死ねないのは困る。どこか相談の電話番号を教えてください	「その状況なら大変ですね…」とお話した。「安楽死を死なすことと考えてお答えします」と前置きして、日本では安楽死という制度はない。安楽死を認めている国はあるが、厳密な状況・条件がある。その国の大使館にいつても書類はもらえません。なぜならその国の国民であることが必要なので、日本尊厳死協会の電話番号をお伝えした。	片倉	

無料「国保・医療なんでも電話相談会～滞納差押え110番～」まとめ

2017年2月26日

12	東京都 大田区	16時台	30分9秒	差押え	男	<p>母親が持っていた福島の土地を母の兄嫁が買い取ったが平成26年10月に自分が買い戻した。名義変更は平成29年1月1日付で行った。固定資産税の納付書が平成27年5月に届いたが、払っていないかつ督促状が来たが支払わなかった。平成29年1月13日に郵貯の貯金を差し押さえられた。名義変更前なのになぜ自分が支払わなければならないのか、売買契約書や謄本などは確認していない。</p>	<p>福島から書類を取り寄せて名義などの確認が必要。南部法律事務所無料法律相談日を紹介した</p> <p>※遡って名義の変更は不可、登記簿の変更をしなければミス</p>	田所	サンデー 毎日
13	神奈川県 横浜市 塚区	16時台	13分47.5秒	利減免	女 80代	<p>娘と2人暮らし。遺族年金月10万円です。暮らして、住民税非課税。国の施設建設で2015年10月に200万円の補償金をもらった。この金は、生活費の不足分を補うために借りていた借金の返済に使ってしまったが、一時所得で後期高齢者保険料が高額になり、さらに借金をして保険料を納めたが残債が16万円近くあり暮らしていけない。前に生活保護を申請しようと役所に相談したが、持ち家がある、自動車を持っている、生命保険に入っているの理由で断られた。</p>	<p>200万円の収入は2015年度の一時的収入なので2017年度の保険料は下がるが、生活が困難であれば、もう一度生活保護の申請をした方がいい。前回相談は1人で行ったので追い返されたと思われ、地元で生活と健康を守る会に相談して、同行してもらうことをすすめた</p>	寺川	サンデー 毎日